第九条第一項第四号（第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告	
第九条第二項第二号の規定による文書による指示	
第九条第二項第三号の規定による文書による指示	
第九条第二項第四号（第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告	
第九条の二第四項の規定による文書による報告	
第十条第四項の規定による文書による報告	
第十一条第三項（第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告	
第十一条第四項（第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告	
第十二条第四項（第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告	
第十二条第五項（第十四条及び第十五条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告	

別表第四医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令の項を次のように改める。

医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	第四条第三項第五号（第十二条において準用する場合を含む。）の規定による文書による意見の陳述
	第五条第一項第三号（第十二条において準用する場合を含む。）の規定による製造販売後調査等の結果の文書による報告
	第五条第三項（第十二条において準用する場合を含む。）の規定による文書による提供
	第七条第二項において例によるものとされる医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第五十六条の規定による文書等の提出等
	第八条第一項第二号（第十二条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告
	第八条第二項（第十二条において準用する場合を含む。）による文書による報告
	第九条第二号の規定による文書による報告
	第十条第三項第二号（第十二条において準用する場合を含む。）の規定による文書による指示
	第十条第四項（第十二条において準用する場合を含む。）による文書による報告